

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型
S型）「段階的選抜方式」、「新技術導入促進
（I）型」、「技術提案簡易評価型」、「建設業
法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監
理技術者又は主任技術者及び建設業法第26条第
3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以
下、「専任特例の監理技術者等」）の配置を認め
ない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対し
て総合評価における加点を行う工事である。

令和8年9月4日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 西澤 賢太郎

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 R8横環南栄・戸塚間改良その1

工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 神奈川県横浜市栄区田谷町地先

(4) 工事内容 道路土工 1 式、作業土工 1

式、地盤改良工 1 式、薬液注入 1 式、擁壁

工 1 式、深礎工 12 本 杭径 4.2m 杭長 21.5

～25.5m、仮設工 1 式

(5) 工期 契約締結の翌日から令和 11 年 3 月

30 日まで

(6) 使用する主要な資機材 コンクリート 約

3,935m³、鉄筋 約 505 t

(7) 本工事は、技術提案〔VE 提案〕を受け付け

るとともに、「工事全般の施工計画」、「賃上

げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・

バランス関連認定企業の評価」を求め、価格

と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を

決定する〔総合評価落札方式（技術提案評価型

S 型）〕の工事である。また、品質確保のため

の体制その他の施工体制の確保状況を確認

し、施工内容を確実に実現できるかどうか

について審査し、評価を行う施工体制確認型総

合評価落札方式の試行工事である。なお、本
工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受
け付ける契約後 VE 方式の試行工事である。

- (8) 本工事は、企業の技術力（技術提案〔VE 提
案〕、工事全般の施工計画、賃上げの実施に関
する評価、ワーク・ライフ・バランス関連認定
企業の評価を除く）及び配置予定技術者の技術
力について記述した競争参加資格確認申請書
（一次審査）（以下「一次審査申請書」とい
う）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審
査資料」という）を提出した者のうち、評価点
合計が上位の者に限り技術提案〔VE 提案〕、工
事全般の施工計画及び従業員への賃金引上げ
計画の表明書、ワーク・ライフ・バランス関
連認定企業等（以下「二次審査資料」という）
の提出を求める段階的選抜方式の対象工事で
ある。

- (9) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工
事である。詳細は、入札説明書別表－２によ
る。

- ①「工事環境の改善」実施工事
- ②完成時の工事成績評定の結果により、総合
評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
- ③工事コスト調査結果により、工事成績評定
を減ずる試行工事
- ④建設リサイクル法対象工事
- ⑤総価契約単価合意方式
- ⑥「施行者と契約した第三者による品質証
明」の試行工事
- ⑦出来高部分払方式
- ⑧「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」
の設置対象工事
- ⑨「設計審査会」の設置対象工事
- ⑩現場代理人と配置予定の主任（監理）技術
者の兼務を認めない試行工事
- ⑪難工事施工実績評価対象工事
- ⑫ I C T活用工事【土工（発注者指定型）】
【擁壁工（施工者希望Ⅱ型）】
- ⑬ B I M／C I M適用工事【発注者指定型】
- ⑭工事工程表の開示試行工事

- ⑮新技術導入促進(Ⅰ)型
- ⑯技術提案簡易評価型
- ⑰段階選抜一次審査選抜者数拡大
- ⑱「生産性向上チャレンジ」試行工事
- ⑲熱中症対策に資する現場管理費の補正の試
行工事
- ⑳条件明示チェックリスト開示の試行工事
- ㉑「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事
- ㉒CCUS 義務化モデル工事
- ㉓契約変更手続きの透明性を確保するための
第三者による適正性チェックについて（試
行）
- ㉔直轄土木工事における賃金・労働時間等の
実態調査試行工事

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第
165 号。以下「予決令」という。）第 70 条
及び第 71 条の規定に該当しない者であるこ
と。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）に

おける一般土木工事に係る一般競争参加資格
の認定を受けていること（会社更生法（平成
14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始
の申立てがなされている者又は民事再生法
（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手
続開始の申立てがなされている者について
は、手続開始の決定後、関東地方整備局長
（以下「局長」という。）が別に定める手続に
基づく一般競争参加資格の再認定を受けてい
ること。）。

(3) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）

における一般土木工事に係る一般競争参加資
格の認定の際に客観的事項（共通事項）につ
いて算定した点数（経営事項評価点数）が、
1,200 点以上であること（(2)の再認定を受
けた者にあつては、当該再認定の際に、経営
事項評価点数が 1,200 点以上であるこ
と。）。

(4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申

立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

- ① 深礎杭で、杭長が 15.0m 以上、杭径が 4.0m 以上の工事であること。

なお、当該実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての

実績は、協定書による分担工事の実績のみ同
種工事の実績として認める。

- (6) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術
者を当該工事に専任で配置できること。

複数の技術者を申請する場合は、申請する
全ての者について次に掲げる基準を満たして
いること。

- ① 主任技術者にあつては、1 級土木施工管
理技士又はこれと同等以上の資格を有す
る者であること。あるいは、本発注工事
の工事種別に対応した登録基幹技能者講
習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1 級土木施工管
理技士又はこれと同等以上の資格を有す
る者であること。

詳細は入札説明書による。

- ② 1 人の者が、平成 23 年 4 月 1 日以降に
元請けとして完成・引渡しが完了した上
記(5)①に掲げる工事の経験を有する者で

あること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進 PPP に従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ただし、申請できる同種工事の工事経験は 1 件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 社の主任（監理）技術者

が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格

者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつて

は直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－１－１で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

(8) 一次審査申請書及び一次審査資料の提出期

限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受

託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に

おいて関連のある建設業者でないこと。な

お、設計業務等の受託者が設計共同体である

場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員

と資本若しくは人事面において関連がある

建設業者でないこと。詳細は入札説明書によ

る。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関

係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明

書による。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を

支配する建設業者又はこれに準ずるものとし

て、国土交通省発注工事等からの排除要請が

あり、当該状態が継続している者でないこ

と。

3 段階的選抜に関する事項

(1) 一次審査

上記 2 に掲げる競争参加資格（2 (6)を除

く）を満たす者について、企業の技術力及び配

置予定技術者の技術力を評価し、一次審査評価点を算出して与え、入札説明書に示す選抜者数について、一次審査評価点合計の上位の者を選抜する。

なお、競争参加資格（２（６）を除く）を満たす者の数が１０者に満たない場合は、競争参加資格（２（６）を除く）を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。

詳細は、入札説明書による。

（２） 二次審査

発注者から上記（１）に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、技術提案〔ＶＥ提案〕、工事全般の施工計画及び賃上げの実施及びワーク・ライフ・バランス関連認定企業に関する評価の評価を行う。

その際、発注者から「工事全般の施工計画書」について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加

することができる。

詳細は、入札説明書による。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

① 入札参加者は「価格」、「技術提案〔VE

提案〕」、「工事全般の施工計画」、「賃

上げの実施に関する評価」「ワーク・ライ

フ・バランス関連認定企業の評価」及び

「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、

(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合

評価の方法」によって得られた数値（以下

「評価値」という。）の最も高い者を落札

者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内

であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除し

た数値（「基準評価値」）に対して下回

らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人

以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を63点とする。

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(オ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ア)技術提案〔VE 提案〕の項目として「深礎杭のコンクリートの品質確保に係わる具体的な提案」

(イ)工事全般の施工計画

(ウ)賃上げの実施に関する評価

(エ)ワーク・ライフ・バランス関連認定企

業の評価

(オ) 施工体制（施工体制評価点）

③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価

は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④ ②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目に

ついて、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②(ア)の技術提案〔VE提案〕、②(イ)の工事全般の施工計画、②(ウ)の賃上げの実施に関する評価、②(エ)のワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価ならびに②の(オ)施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し

与える。

- ⑤ ②(ア)の「深礎杭のコンクリートの品質確保に係わる具体的な提案」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（3点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(イ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（0点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②(ウ)の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、2点の加算点を与える。なお、賃上げの

実施を表明しない場合、又は表明内容が
評価基準を満たしていない場合は 0 点と
する。

②(エ)の「ワーク・ライフ・バランス関
連認定企業の評価」については、予定価
格の制限の範囲内の入札参加者のうち、
認定を受けており、評価基準を満たした
企業等に対し、1 点の加算点を与える。
なお、認定を受けていない場合、又は認
定内容が評価基準を満たしていない場合
は 0 点とする。

(3) (2)②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価基
準の詳細は入札説明書による。

(4) (2)②(ア)「深礎杭のコンクリートの品質
確保に係わる具体的な提案」については、受
注者の責により入札時の評価内容が実施さ
れていないと判断された場合は、ペナルテ
ィとして、工事成績評定を減ずることと
し、未実施の評価項目毎に 5 点減ずる。

(5) (2)②(イ)で求めた、工事全般の施工計画に

については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、5点を減ずる。

- (6) (2) ②(ウ)で求めた、賃上げの実施に関する評価については、中小企業等の場合、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については1点大きな配点）の減点を行う。

また、大企業の場合、受注者の事業年度

等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から１年間に国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については１点大きな配点）の減点を行う。

５ 入札手続等

（１） 担当部局 関東地方整備局総務部契約課工

事契約調整係 電話 048-601-3151（代）

内線 2525 電子メール ktr-denshi-baitai

@mlit.go.jp

（２） 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。交付期間は令和8年9月4日から令和9年1月20日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間及び方法

1) 一次審査申請書及び一次審査資料

令和8年9月4日から令和8年9月18日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）電子入札システムにより提出を行うこと。詳細は入札説明書による。

2) 競争参加資格確認申請書（二次審査）

（以下「二次審査申請書」という）及び二次
審査資料

3（1）により一次選抜された者は、令和
8年10月15日から令和8年11月9日まで
の休日を除く毎日、9時00分から17時00
分まで（最終日は15時00分まで）電子入札
システムにより提出を行うこと。詳細は入札
説明書による。

(4) 歩掛見積参考資料の交付期間及び方法

二次審査を経て競争参加資格を有すると認
められた者に対しては、歩掛見積参考資料を
電子入札システムにより交付する。交付期間
は令和8年12月3日から令和9年1月20日
までの休日を除く毎日、9時00分から17時
00分まで。ただし最終日は、9時00分から
12時00分までとする。

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期

間、場所及び方法 令和8年12月4日から
令和9年1月20日まで

〒330－9724 埼玉県さいたま市中央区新都心

2－1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 17

階 関東地方整備局総務部契約課 契約第一

係 電話 048-601-3151(代) 郵送（書留郵

便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書

留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間

内必着。）により提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書

の提出方法 入札書は、電子入札システムに

より提出すること。入札の締め切りは、令和

9 年 1 月 20 日 12 時 00 分。

開札は、令和 9 年 1 月 25 日 11 時 00 分関東

地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除

く。）を予定する。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本

語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行浦和代理店（埼玉りそな銀行さいたま営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行浦和代理店（埼玉りそな銀行さいたま営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の

した入札、一次審査及び二次審査申請書

又は一次審査及び二次審査資料に虚偽の

記載をした者のした入札及び入札に関す

る条件に違反した入札は無効とする。

② 一次選抜された者以外の競争参加者によ

る入札は無効とする。

③ 二次審査を経て競争参加資格がないとされ

た者による入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 上記 4 (1) ①に定める

ところに従い、評価値の最も高い者を落札者

とする。ただし、落札者となるべき者の入札

価格によっては、その者により当該契約の内

容に適合した履行がなされないおそれがある

と認められるとき、又はその者と契約を締結

することが公正な取引の秩序を乱すこととな

るおそれがある著しく不適當であると認め

られるときは、予定価格の制限の範囲内で発

注者の定める最低限の要求要件を全て満たし

て入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第 86 条の調査を行うものとする。

(5) 契約締結後の VE 提案 契約締結後、受注者

は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定

後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された

場合の外は、一次審査申請書及び一次審査資料並びに二次審査申請書及び二次審査資料の差し替えは認められない。

- (7) 本工事に係る二次審査申請書及び二次審査資料の提出にあたって、技術提案〔VE 提案〕により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書〔VE 提案〕を提出すること。ただし、技術提案〔VE 提案〕が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

- (8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

- (9) 手続における交渉の有無 無。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負
契約を当該工事の請負契約の相手方との随意
契約により締結する予定の有無 無
- (12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限
る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒ
アリングに際して追加資料の提出を求めるこ
とがある。
- (13) 技術提案の採否 技術提案の採否につい
ては、競争参加資格の確認の通知に併せて通
知する。
- (14) 競争参加資格の確認の通知において、VE
提案による入札を認められた者は当該提案に
基づく入札を行い、標準案を提出した者は、
標準案に基づく入札を行うことを条件とし、
これに違反した入札は無効とする。
- (15) 関連情報を入手するための照会窓口 上
記 5 (1)に同じ。
- (16) 一般競争参加資格の認定を受けていない

者の参加 上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 5 (3) により一次審査申請書及び一次審査資料並びに二次審査申請書及び二次審査資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 3 月 31 日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合には、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合には、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が一次審査申請書及び一次審査資料を提出したときに限り、関東地

方整備局総務部契約課（〒330—9724 埼玉
県さいたま市中央区新都心2—1 さいたま
新都心合同庁舎2号館17階 電話048—601
—3151(代)）においても当該一般競争参加資
格の認定に係る申請を受け付ける。

- (17) 本案件は、提出資料、入札を電子入札シ
ステムで行う対象工事である。また、契約
手続きにかかる書類の授受を電子契約シス
テムで行う対象工事である。ただし、電子
入札システム及び電子契約システムにより
がたいものは、発注者の承諾を得て紙入札
方式及び紙契約方式に代えるものとする。
電子入札システム等によらない手続きにつ
いては入札説明書による。

- (18) 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity :NISHIZAWA Kentaro
Director-General of Kanto Regional Deve-

lopment Bureau, Ministry of Land, Infra-
structure, Transport and Tourism.

(2) Classification of the services to be
procured : 41

(3) Subject matter of the contract : Cons-
truction work of the R8 Yokokan-Minami
Sakae-Totsuka Section Improvement Work
No.1

(4) The first examination

Time-limit for the submission of appli-
cation forms and relevant documents for
the qualification by electronic bidding
system :3:00 P.M. 18 September 2026.

(5) The second examination

Time-limit for the submission of appli-
cation forms and relevant documents for
the qualification by electronic bidding
system :3:00 P.M. 9 November 2026.

(6) Time-limit for the submission of tende-
rs by electronic bidding system : 12:00

P.M. (noon) 20 January 2027 (tenders

brought with or submitted by mail :

12:00 P.M. (noon) 20 January 2027).

(7) Contact point for tender documentation

: Contract Division, Kanto Regional Dev-

elopment Bureau, Ministry of Land, Infr-

rastructure, Transport and Tourism Saita-

ma shintoshin National Government Build-

ing Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuou

Ward, Saitama City, Saitama Prefecture

330-9724 Japan TEL 048-601-3151

(ex2525)